

所定疾患施設療養費の算定状況について

算定条件

・所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。

・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

・所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

・算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

・請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成31(令和1)年度 所定疾患施設療養費算定状況

平成31年4月・令和1年5月～令和2年4月 介護老人保健施設 光苑ケアセンター

年月	件数	病名	治療日数	検査内容	治療内容	投薬内容	処置内容
H31年4月	4件	肺炎	3日	診察	点滴	ソルラクト500ml ソルデム3A500mlとビタミンCとビタミンB1 生理食塩水100mlとロセフィン1g	
		尿路感染症	3日	診察	投薬	クラビット500mg・クラビット250mg	
		尿路感染症	3日	診察	投薬	クラビット500mg・クラビット250mg	
		尿路感染症	3日	診察	投薬	クラビット500mg・クラビット250mg	
R1年5月	2件	尿路感染症	2日	診察	点滴	ソルラクト500ml・ソルデム 3A500mlにビタミンB1とビタミンC	
					投薬	セフゾン3カプセル	
		尿路感染症	2日	診察	点滴	ソルラクト500ml	
R1年6月	1件	尿路感染症	3日	診察	投薬	クラビット500mg・クラビット 250mg	
R1年7月	3件	肺炎	3日	診察	点滴	生理食塩水100mlにロセフィン 1g	
		尿路感染症	5日	診察	投薬	セフゾン細粒小児用10%3g	
		誤嚥性肺炎	4日	診察	点滴	生理食塩水100mlにスルペラ ゾン1g	
R1年8月	2件	尿路感染症	7日	診察	投薬	クラビット500mg	
		尿路感染症	1日	診察	投薬	バクタ細粒2.0	
R1年9月	1件	尿路感染症	6日	診察	投薬	バクタ細粒2.0	
R1年10月	1件	尿路感染症	3日	診察・採血	投薬	クラビット500mg	
R1年11月	1件	尿路感染症	5日	診察	投薬	セフゾン100mg	
R1年12月	1件	誤嚥性肺炎	3日	診察・ 胸部レントゲン	点滴	セフトリアキソン1gと生食100ml、ソル ラクト500mlと生食100mlとセフトリア キソン1g、ソルデム3A500ml	
R2年1月	3件	肺炎	4日	診察	点滴	ロセフィン1gと生理食塩水100 ml	
		尿路感染症	4日	診察	点滴	ロセフィン1gと生理食塩水100 ml	
		尿路感染症	2日	診察	投薬	クラビット錠500mg	
R2年2月	0件						
R2年3月	1件	尿路感染症	2日	検尿	投薬	セフゾン100mg	